広島県環境影響評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十月二十六日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

広島県規則第六十五号

広島県環境影響評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則

広島県環境影響評価に関する条例施行規則（平成十一年広島県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第三条関係） 事業の種類　事業の要件 （略）　（略） 五　条例別表五の項に掲げる事業の種類 （略） へ　（略） ト　施行区域の面積が五〇ヘクタール以上である太陽電池発電所の設置の工事の事業 チ　施行区域の面積が五〇ヘクタール以上である発電設備の新設を伴う太陽電池発電所の変更の工事の事業 （略）　（略）	別表（第三条関係） 事業の種類　事業の要件 （略）　（略） 五　条例別表五の項に掲げる事業の種類 （略） へ　（略） （略）　（略）

別記様式第四号から別記様式第九号までの様式、別記様式第十三号及び別記様式第十六号から別記様式第二十三号までの様式中「平成　年　月　日」を「　年　月　日」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際、当該施行により新たに広島県環境影響評価に関する条例（平成十年広島県条例第二十一号。以下「条例」という。）に規定する対象事業となる事業であって、この規則の施行の日前に電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十七条第一項若しくは第二項の規定による認可が与えられたもの又は同法第四十八条第一項の規定による届出がなされたもの（この規則の施行の日以後その内容を変更せず、又は広島県環境影響評価に関する条例施行規則第三十二条に規定する軽微な変更のみをして実施されるものに限る。）については、条例第二章から第六章までの規定は、適用しな

い。